

中央区土木センター管内時間外緊急対応業務委託特記仕様書

1 総則

- (1) 本業務は、熊本市中央区土木センター維持課（以下「委託者」とする。）が管理する道路等の緊急対応業務委託であり、本業務委託契約書、本仕様書の規定により業務を遂行するものとする。
- (2) 本委託は、「平成 28 年度 熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成 29 年 2 月 1 日以降に契約締結を行う委託から適用）」を用いた積算方式の試行対象業務である。

2 目的

本業務は、委託者が管理する道路、公園、河川（水路含む）の緊急対応を行うことにより良好で安全な状態を保つことを目的とする。

3 緊急対応の種類

緊急対応の種別については、下記のとおりとする。

(1) 道路舗装・構造物異常に伴う緊急対応

ア) ポットホール補修

- ・ ポットホール補修は、破損部分の周囲の崩れかけている部分を除去、整形後、土砂及び水等を取り除き、既設舗装面と段差が生じないようにすり付ける。
- ・ 袋詰常温合材等は、委託者より支給する。

イ) 側溝、道路構造物、防護柵等破損における保安対策

- ・ 側溝、道路構造物、防護柵等の破損箇所等については、カラーコーン（保安灯含む）やバリケード、ロープ、警戒杭等の保安施設を通行車両や通行人等が確認できるよう破損箇所周囲に設置する。
- ・ 保安施設については、委託者より貸与する。

ウ) 道路陥没

- ・ 小規模な陥没で簡易的な補修が可能な場合は、土のう及び常温合材等で仮補修を行う。
- ・ 大規模な陥没など仮補修が不可能と判断した場合は、カラーコーンやバリケード、ロープ、警戒杭等の保安施設を通行車両や通行人等が確認できるよう陥没箇所周囲に設置し、職員等の到着まで安全確保を行うこと。
- ・ 袋詰常温合材、土のう等は、委託者より支給する。
- ・ 保安施設については、委託者より貸与する。

(2) 道路落下物等に伴う緊急対応

ア) 落石、崩土等の除去

- ・ 落石、崩土等支障物は、路面及び構造物に損傷を与えないように除去する。
- ・ 除去した落石、廃土等は、委託者が指示する場所へ搬入する。
- ・ 規模が大きく除去が困難な場合は、委託者へ連絡し、職員等の到着まで安全確保を行う。

イ) 動物死骸回収

- ・ 動物死骸は、死骸を黒色のビニール袋等に入れ、委託者が指示する保管庫へ搬入する。
- ・ ビニール袋は、委託者より支給する。

ウ) その他落下物回収

- ・ 回収した落下物等は、委託者が指示する場所へ搬入する。

エ) 倒木、倒竹、支障枝等の除去

- ・ 倒木、倒竹や支障枝に伴い通行等に支障がある場合は、通行に支障しない範囲で除去する。
- ・ 除去した樹木、竹等は、委託者が指示する場所へ搬入する。
- ・ 規模が大きく処理が困難な場合は、委託者へ連絡し、職員等到着まで安全確保を行う。

(3) 公園・河川（水路含む）における緊急対応

ア) 倒木、倒竹、支障枝等の除去

- ・ 倒木や倒竹、支障枝に伴い通行等に支障がある場合は、通行に支障しない範囲で除去する。
- ・ 除去した樹木、竹等は、委託者が指示する場所へ搬入する。
- ・ 規模が大きく処理が困難な場合は、立入禁止措置等の安全確保を行う。
- ・ 倒木等により負傷者や周辺家屋等に損傷が発生している場合は、委託者へ連絡し、職員到着まで安全確保を行う。

イ) 動物死骸回収

- ・ 動物死骸は、死骸を黒色のビニール袋等に入れ、委託者が指示する保管庫へ搬入する。
- ・ ビニール袋は、委託者より支給する。

ウ) 公園の水道施設不具合（水飲場、トイレ、手洗場）

- ・ 現地で止水栓の位置を確認し、止水栓を締め、故障中の掲示を行う。

エ) 遊具等の不具合

- ・ 遊具に使用禁止テープを巻き付け、使用禁止措置を実施する。
- ・ 負傷者が発生している場合は、委託者へ連絡し、職員到着まで安全確保を行う。

オ) 水質汚濁事故（水路等への油等流入）

- ・ 現地を確認し、委託者へ連絡し、現場状況の報告を行う。職員の指示によりオイル吸着マットの設置を行う。
- ・ 資材は、委託者より支給する。

カ) 護岸等の損壊

- ・ 通水や通行に支障がある場合は、委託者へ連絡し、職員到着まで立入禁止措置等の安全確保を行う。

(4) その他

ア) 側溝等における落とし物回収

- ・ 側溝や集水桝等内の落とし物は、蓋を開けて回収する。
- ・ 蓋を開ける器具等については、受託者で準備する。

イ) 路上事故対応について

- ・ 委託者管理区域内において、熊本市が管理する施設に起因して車両（軽車両等含む）及び歩行者が被害を被る事故の発生通報があった場合、事故被害者への対応が想定されることから、速やかに委託者へ連絡し、職員の到着を待つこと。

4 緊急対応の方法

待機及び緊急作業は、1班あたり2名以上（連絡責任者及び現場対応者）で構成し、行うこととする。現場対応者は土木全般に精通する者で、道路及び公園、河川（水路含む）の安全確保のため適切な措置を行うこと。

待機から緊急作業までの標準的な手順は以下のとおりである。

- ・ 緊急対応は、各土木センター閉庁時間の平日 17:30～翌朝 8:30 及び土曜、日曜、祝祭日、年末年始を対象とする。
- ・ 連絡責任者の待機場所は、自社等で待機し、緊急連絡を取れる体制を整えること。
- ・ 緊急連絡については、不測の事態により緊急連絡の受電が不可能な事態とならぬよう、管理技術者及び照査技術者又は、それに代わる2名以上の連絡先を委託者へ通知し、入電に備えること。
- ・ 現場対応者は緊急連絡があった場合、必要な機材を準備し、現場に向かい、作業を行うこと。
- ・ 現場対応については、不測の事態により対応が不可能とならぬよう、土木全般に精通する者が常に1名以上の班体制を整えること。
- ・ 緊急連絡は、委託者、本市守衛室（本庁及び各区役所）、管内警察署、交番、消防局等から入電がある。
- ・ 委託者への緊急連絡が必要な案件については、委託者が指定するソーシ

ャルネットワークサービスアプリケーション（以下「SNS アプリ」という。）で委託者へ連絡すること。

- ・ 緊急対応した案件は、電子メール等（SNS アプリ含む）で調査職員に報告すること。
- ・ 作業報告は、緊急対応報告書（別紙1）に写真、位置図を添付し提出すること。（メール又はFAXで可）

5 特記事項

- (1) 受託者は、契約後速やかに道路使用許可を受けること。
- (2) 受託者は、緊急連絡の情報に基づき迅速に対応しなければならない。
- (3) 作業上の注意事項
 - ア 緊急作業及び安全確保が困難と判断される時は、直ちに必要な交通規制等の措置を講じ、速やかに委託者へ連絡し、指示を受けるものとする。
 - イ 受託者は、交通規制を必要とするときは、その方法について委託者へ連絡し協議を行い、実施及び解除について指示を得なければならない。
 - ウ 作業中は、安全対策に心掛け、通行車両及び通行人の安全及び通行を確保しなければならない。

6 資材の提供

道路維持作業に必要な資材（消耗品）については委託者が支給するものとする。また、作業完了後、使用量の把握を行い、資材記録報告書（別紙2）に記載し提出するものとする。

7 その他

受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業について、疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上、指示を受けなければならない。

SNS アプリを用いた連絡では、個人情報を記載してはならない。個人情報の伝達が必要な場合は SNS アプリ以外を用いること。

参考

別紙1 緊急対応報告書

別紙2 資材記録報告書